



発行 新潟県

第14号

令和2年2月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 179 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
 180 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
 181 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
 182 保安林の指定予定（治山課）
 183 保安林の指定予定（治山課）
 184 保安林の指定予定（治山課）
 185 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
 186 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
 187 道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）
 188 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

公 告

一般競争入札の実施（畜産課）

教育委員会告示

- 1 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
川上 竜治（柔道整備）	けやき整骨院	長岡市喜多町字下川原1000 -1 喜多町プラザ1F	令和元年9月25日
阿部 正剛（柔道整備）	阿部整骨院	三条市上保内乙373-1	令和2年1月8日

◎新潟県告示第180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	いんくる阿賀野 北本町の家	阿賀野市北本町12-38	株式会社いんくる	令和2年2月1日

◎新潟県告示第181号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和2年2月21日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第417号
肥料の種類	混合石灰肥料
肥料の名称	くみあい粒状混合石灰肥料1号
保証成分量	アルカリ分 35.0パーセント く溶性苦土 12.0パーセント く溶性マンガン 0.20パーセント く溶性ほう素 0.20パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
有効期間	平成26年3月18日から令和8年3月17日

◎新潟県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年2月21日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町三方字島向堰上甲1483、甲1484
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市羽茂滝平1234から1236まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市真田甲465の4、甲1060の2、甲1061、甲1062、甲1063の1、甲1124、甲1125、甲1143の2、甲1148の1から甲1148の3まで、甲1149の1、甲1149の2、甲1153の2、甲1154の1、甲1155の1、甲1155の2、甲1156の1から甲1156の5まで、甲1157、甲1166の6、甲1305、甲1306の3、甲1310の1、甲1312、甲1368の1、甲1369の1、甲1468の9、甲1477の1、甲1477の2、甲1478の1、甲1478の2、甲1479の1、甲1481の1、甲1481の2、甲1482、甲1483の1、甲1483の2、甲1485、甲1486、甲1487の1、甲1487の2、甲1490、甲1491、甲1493から甲1499まで、甲1500の1、甲1505の1、甲1526の1、甲1526の2、甲1527の1、甲1527の2、甲1529、甲1532、甲1533の1、甲1535、甲1545、甲1546、甲1547の1、甲1547の2、甲1559、甲1562の1、甲1563の1、甲1569の1、甲1570の1、甲1571の1、甲1572の2、甲1586、甲1587、甲1590、甲1591、甲1596、甲1598、甲1600、甲1602、甲3383、甲3385から甲3387まで、南鏡坂842の1、842の2、843の1、857、867の1、868、869、870の1、904から906まで、908、909、909の2、910の1、911の1、923、924の1、927、928の1、928の2、929から932まで、932の2、934の1、935から937まで、938の1、938の2、939、939の1、940、941、942の1、942の2、943の1、943の2、945の1、945の3から945の5まで、947、948、948の1、949、950、952の1、953から955まで、1086、1094から1096まで、1100、1103、1104の1、1104の7、1105、1107、1108、1109の1、1109の2、1111、1113から1121まで、1122の2、1123、1139から1141まで、1143から1151まで、1153、1154の1、1155、1156、1161、1162、1183の2、2090、2091、2617、高島2562の1、2581、2582、2583の1、2587、2592、2593

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年2月21日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市秋葉区水田548番地	高井 一郎 (理事長)
理事 新潟市秋葉区川口358番地	仲川 吉栄

理事	新潟市秋葉区浦興野333番地	近藤 文則
理事	五泉市下条83番地	佐藤 岩雄
理事	新潟市秋葉区善道町2丁目9番38号	佐々木 英二
理事	新潟市秋葉区矢代田4134番地	石井 健一
理事	新潟市秋葉区大鹿671番地	山崎 廣一
理事	新潟市秋葉区西島300番地5	坂上 静男
理事	新潟市秋葉区北上2丁目21番5号	木沢 富士雄
理事	新潟市秋葉区満願寺5280番地	鈴木 恵一
監事	新潟市秋葉区大蔵1151番地	窪田 陽一
監事	新潟市秋葉区水田408番地	木村 仙一
監事	新潟市秋葉区覚路津916番地	湯田 幸雄
監事	新潟市秋葉区小屋場841番地	押味 正康

就任年月日 令和2年2月10日

2 退任

理事	新潟市秋葉区水田548番地	高井 一郎 (理事長)
理事	新潟市秋葉区川口358番地	仲川 吉栄
理事	新潟市秋葉区浦興野333番地	近藤 文則
理事	新潟市秋葉区梅ノ木2679番地	木村 富士夫
理事	五泉市下条83番地	佐藤 岩雄
理事	新潟市秋葉区満願寺2444番地	小柴 栄一
理事	南蒲原郡田上町大字田上丙1800番地1	江川 博次
理事	新潟市秋葉区金津3312番地2	中野 守雄
理事	新潟市秋葉区善道町2丁目9番38号	佐々木 英二
理事	新潟市秋葉区中新田40番地	昆 良宏
監事	新潟市秋葉区矢代田4134番地	石井 健一
監事	新潟市秋葉区覚路津3544番地	稲垣 学
監事	新潟市秋葉区大鹿671番地	山崎 廣一
監事	新潟市秋葉区大蔵1151番地	窪田 陽一

退任年月日 令和2年2月9日

◎新潟県告示第186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
伊米ヶ崎	区画整理(ほ場整備「担い手育成基盤整備」)事業	魚沼市	令和2年1月31日

◎新潟県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課において縦覧に供する。

令和2年2月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の占用を制限する区域

次の表に掲げる道路の区域(道路法第18条第1項の規定による道路の区域の変更により令和2年2月22日以降に道路の区域となった箇所を含む。)

道路の種類及び路線名	区 域
------------	-----

一般国道113号	北蒲原郡聖籠町大字別行（県道新潟東港線との交点）から 同郡同町桃崎浜（一般国道345号との交点）まで
一般国道113号	胎内市桃崎浜（一般国道345号との交点）から 村上市南新保（県道新潟新発田村上線との交点）まで
一般国道113号	村上市南新保（県道新潟新発田村上線との交点）から 同市坂町（一般国道7号との交点）まで
一般国道117号	中魚沼郡津南町大字上郷寺石戊（長野県境）から 小千谷市大字三仏生（一般国道17号との交点）まで
一般国道148号	糸魚川市大字大所（長野県境）から 同市横町5丁目（一般国道8号との交点）まで
一般国道252号	柏崎市北半田1丁目（一般国道8号との交点）から 十日町市下条3丁目（一般国道117号との交点）まで
一般国道252号	十日町市中条己（一般国道117号との交点）から 魚沼市堀之内（一般国道17号との交点）まで
一般国道252号	魚沼市四日町（一般国道17号との交点）から 同市穴沢（県道貫木穴沢線との交点）まで
一般国道253号	上越市三ツ屋町（一般国道8号との交点）から 南魚沼市野田（県道欠ノ上五日町線との交点）まで
一般国道253号	南魚沼市野田（県道欠ノ上五日町線との交点）から 同市余川（一般国道17号との交点）まで
一般国道253号	上越市大字寺（一般国道18号との交点）から 同市大字鶴町（県道上越頸城大潟線との交点）まで
一般国道253号	上越市大字鶴町（県道上越頸城大潟線との交点）から 同市三和区本郷（県道新井柿崎線との交点）まで
一般国道253号	上越市浦川原区山本（一般国道253号との交点）から 同市安塚区松崎（県道上越安塚浦川原線との交点）まで
一般国道253号	上越市三和区本郷（県道新井柿崎線との交点）から 同市浦川原区山本（一般国道253号との交点）まで
一般国道253号	上越市浦川原区印内（一般国道253号との交点）から 同市浦川原区山本（一般国道253号との交点）まで
一般国道289号	燕市吉田春日町（一般国道116号との交点）から 三条市笠堀（県道仙見守門公園線との交点）まで
一般国道289号	燕市小高（市道中央通佐渡線との交点）から 同市井土巻（市道井土巻佐渡幹線3号線との交点）まで
一般国道290号	村上市上助渕（一般国道7号との交点）から 岩船郡関川村大字大島（一般国道113号との交点）まで
一般国道290号	岩船郡関川村大字土沢（一般国道113号との交点）から 新発田市島潟（一般国道7号との交点）まで
一般国道290号	新発田市新富町2丁目（一般国道7号との交点）から 阿賀野市保田（一般国道49号との交点）まで
一般国道290号	阿賀野市小松（一般国道49号との交点）から 三条市高屋敷（一般国道289号との交点）まで
一般国道290号	三条市荻堀（一般国道289号との交点）から 魚沼市洪川（一般国道252号との交点）まで
一般国道290号	新発田市大栄町7丁目（市道田所町線との交点）から 同市諏訪町2丁目（県道新発田津川線との交点）まで
一般国道291号	南魚沼市六日町（県道六日町停車場線との交点）から 魚沼市中原（一般国道17号との交点）まで
一般国道291号	魚沼市並柳（一般国道252号との交点）から 小千谷市大字桜町（一般国道117号との交点）まで

一般国道291号	小千谷市大字桜町（一般国道117号との交点）から 柏崎市大字安田（一般国道252号との交点）まで
一般国道292号	妙高市大字長沢（長野県境）から 同市柳井田町（一般国道18号との交点）まで
一般国道345号	胎内市桃崎浜（一般国道113号との交点）から 村上市勝木（一般国道7号との交点）まで
一般国道350号	佐渡市両津湊（県道佐渡一周線との交点）から 同市千種（県道市野沢中興線との交点）まで
一般国道350号	佐渡市千種（県道市野沢中興線との交点）から 同市千種（県道金井畑野線との交点）まで
一般国道350号	佐渡市千種（県道金井畑野線との交点）から 同市中原（県道妙照寺佐和田線との交点）まで
一般国道350号	佐渡市中原（県道妙照寺佐和田線との交点）から 同市小木町（小木港）まで
一般国道350号	上越市港町1丁目（県道大潟上越線との交点）から 同市大字下源入（一般国道8号との交点）まで
一般国道351号	長岡市栃尾宮沢（一般国道290号との交点）から 同市川崎町（一般国道8号との交点）まで
一般国道351号	長岡市神田町（一般国道8号との交点）から 同市関東町（長岡市との管理界）まで
一般国道351号	長岡市大島本町3丁目（一般国道404号との交点）から 小千谷市高梨町（一般国道17号との交点）まで
一般国道351号	小千谷市大字山本（一般国道117号との交点）から 同市大字稗生（一般国道17号との交点）まで
一般国道351号	長岡市表町1丁目（市道東幹線63号線との交点）から 同市古正寺町（県道長岡七日市線との交点）まで
一般国道352号	柏崎市柳橋町（一般国道8号との交点）から 長岡市新町1丁目（一般国道8号との交点）まで
一般国道352号	長岡市殿町2丁目（長岡市との管理界）から 同市長倉西町（一般国道17号との交点）まで
一般国道352号	長岡市山古志種苧原（県道栃尾山古志線との交点）から 魚沼市和田（一般国道252号との交点）まで
一般国道352号	魚沼市四日市（一般国道252号との交点）から 同市大沢（魚沼市役所湯之谷庁舎）まで
一般国道353号	南魚沼市関（一般国道17号との交点）から 十日町市池尻（一般国道253号との交点）まで
一般国道353号	十日町市蒲生（一般国道253号との交点）から 柏崎市関町（一般国道8号との交点）まで
一般国道402号	三島郡出雲崎町大字住吉町（一般国道352号との交点）から 長岡市寺泊野積（新潟市との管理界）まで
一般国道403号	南蒲原郡田上町大字湯川（新潟市との管理界）から 三条市興野（一般国道289号との交点）まで
一般国道403号	三条市大野畑（一般国道8号との交点）から 長岡市大野（一般国道352号との交点）まで
一般国道403号	小千谷市大字西吉谷（一般国道117号との交点）から 十日町市赤谷（一般国道252号との交点）まで
一般国道403号	十日町市中仙田（一般国道252号との交点）から 同市犬伏（一般国道253号との交点）まで
一般国道403号	十日町市池尻（一般国道253号との交点）から 上越市安塚区円平坊（一般国道405号との交点）まで

一般国道403号	南蒲原郡田上町大字田上（町道中店後藤1号線との交点）から 加茂市大字下条（市道下条矢立境線との交点）まで
一般国道403号	新潟市秋葉区鎌倉（新潟市との管理界）から 南蒲原郡田上町大字田上（町道中店後藤1号線との交点）まで
一般国道403号	加茂市大字加茂（県道長岡栃尾巻線との交点）から 同市寿町（県道長岡栃尾巻線との交点）まで
一般国道404号	長岡市西宮内1丁目（県道山田中潟線との交点）から 同市新産3丁目（県道長岡インター線との交点）まで
一般国道404号	長岡市新産3丁目（県道長岡インター線との交点）から 同市小国町相野原（一般国道403号との交点）まで
一般国道404号	長岡市日越（県道長岡西山線との交点）から 同市新産4丁目（県道長岡西山線との交点）まで
一般国道405号	中魚沼郡津南町大字下船渡（一般国道117号との交点）から 上越市安塚区円平坊（一般国道403号との交点）まで
一般国道405号	上越市安塚区和田（一般国道403号との交点）から 同市鴨島1丁目（一般国道18号との交点）まで
一般国道459号	東蒲原郡阿賀町津川（一般国道49号との交点）から 同郡同町向鹿瀬（県道角島鹿瀬線との交点）まで
一般国道460号	新発田市新栄町2丁目（一般国道7号との交点）から 阿賀野市北本町（一般国道49号との交点）まで
一般国道460号	阿賀野市安野町（一般国道49号との交点）から 新潟市秋葉区中新田（新潟市との管理界）まで
県道新潟寺泊線	西蒲原郡弥彦村大字上泉（新潟市との管理界）から 燕市渡部（県道分水寺泊線との交点）まで
県道新潟新発田村上線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄（新潟市との管理界）から 村上市南新保（一般国道113号との交点）まで
県道新潟新発田村上線	村上市八日市（一般国道345号との交点）から 同市岩船下大町（県道岩船港線との交点）まで
県道新津村松線	五泉市船越（新潟市との管理界）から 同市村松甲（一般国道290号との交点）まで
県道長岡見附三条線	三条市西裏館1丁目（県道東三条停車場線との交点）から 同市荒町2丁目（一般国道289号との交点）まで
県道長岡見附三条線	三条市本町3丁目（県道三条停車場線との交点）から 同市西裏館1丁目（県道東三条停車場線との交点）まで
県道長岡栃尾巻線	長岡市北荷頃（県道栃尾山古志線との交点）から 同市栃尾大野2丁目（県道栃尾山古志線との交点）まで
県道長岡栃尾巻線	長岡市栃尾本町（県道見附栃尾線との交点）から 長岡市金町1丁目（県道見附栃尾線との交点）まで
県道長岡片貝小千谷線	長岡市親沢町（県道柏崎高浜堀之内線との交点）から 小千谷市本町2丁目（一般国道291号との交点）まで
県道上越安塚柏崎線	上越市大字寺（一般国道18号との交点）から 同市安塚区安塚（一般国道403号との交点）まで
県道上越安塚柏崎線	上越市大島区大島（一般国道403号との交点）から 同市大島区大平（一般国道253号との交点）まで
県道新発田津川線	新発田市諏訪町2丁目（一般国道290号との交点）から 同市五十公野（県道八幡新田島潟線との交点）まで
県道新発田津川線	東蒲原郡阿賀町津川（一般国道459号との交点）から 同郡同町平堀（一般国道49号との交点）まで
県道新潟長浦水原線	阿賀野市下条（新潟市との管理界）から 同市安野町（一般国道49号との交点）まで

県道新潟村松三川線	五泉市羽下（新潟市との管理界）から 同市船越（県道新津村松線との交点）まで
県道燕地蔵堂線	燕市秋葉町1丁目（一般国道289号との交点）から 同市八王寺（県道三条八王寺線との交点）まで
県道見附栃尾線	見附市本町1丁目（県道長岡見附三条線との交点）から 長岡市金町1丁目（県道長岡栃尾巻線との交点）まで
県道見附栃尾線	長岡市栃尾本町（県道長岡栃尾巻線との交点）から 同市栃尾宮沢（一般国道290号との交点）まで
県道見附中之島線	見附市本町2丁目（県道長岡見附三条線との交点）から 同市上新田町（一般国道8号との交点）まで
県道見附中之島線	見附市上新田町（一般国道8号との交点）から 長岡市中野西（一般国道403号との交点）まで
県道新発田紫雲寺線	新発田市中央町3丁目（県道新発田停車場線との交点）から 同市藤塚浜（一般国道113号との交点）まで
県道長岡寺泊線	長岡市与板町本与板（一般国道403号との交点）から 同市寺泊花立（一般国道402号との交点）まで
県道柏崎高浜堀之内線	柏崎市西山町坂田（一般国道116号との交点）から 同市西山町坂田（西山インターチェンジ）まで
県道柏崎高浜堀之内線	長岡市親沢町（一般国道404号との交点）から 同市親沢町（県道長岡片貝小千谷線との交点）まで
県道柏崎高浜堀之内線	長岡市浦（県道長岡片貝小千谷線との交点）から 同市山古志南平（県道栃尾山古志線との交点）まで
県道柏崎高浜堀之内線	魚沼市竜光（県道中山竜光堀之内線との交点）から 同市堀之内（一般国道17号との交点）まで
県道栃尾山古志線	長岡市栃尾大野町4丁目（一般国道351号との交点）から 同市栃尾大野町2丁目（県道長岡栃尾巻線との交点）まで
県道栃尾山古志線	長岡市北荷頃（県道長岡栃尾巻線との交点）から 同市山古志種苧原（一般国道352号との交点）まで
県道栃尾山古志線	長岡市山古志種苧原（一般国道352号との交点）から 同市山古志南平（県道柏崎高浜堀之内線との交点）まで
県道栃尾山古志線	長岡市山古志竹沢（県道柏崎高浜堀之内線との交点）から 同市山古志竹沢（一般国道291号との交点）まで
県道柿崎小国線	上越市柿崎区柿崎（県道犀潟柿崎線との交点）から 同市柿崎区柿崎（一般国道8号との交点）まで
県道柿崎小国線	上越市柿崎区柿崎（一般国道8号との交点）から 同市柿崎区下小野（県道柿崎牧線との交点）まで
県道柿崎小国線	上越市柿崎区下小野（県道柿崎牧線との交点）から 柏崎市大字与板（一般国道252号との交点）まで
県道塩沢大和線	南魚沼市関（一般国道17号との交点）から 同市姥島新田（塩沢石打インターチェンジ）まで
県道塩沢大和線	南魚沼市関（県道石打停車場線との交点）から 同市関（一般国道17号との交点）まで
県道吉田弥彦線	燕市吉田東栄町（一般国道116号との交点）から 西蒲原郡弥彦村大字弥彦（県道新潟寺泊線との交点）まで
県道新井柿崎線	妙高市東雲町（県道上越新井線との交点）から 上越市柿崎区直海浜（路線の終点）まで
県道相川佐和田線	佐渡市相川下戸村（市道相川203号線との交点）から 同市沢根（県道佐渡一周線との交点）まで
県道新発田停車場線	新発田市中央町3丁目（一般国道290号との交点）から 同市大手町1丁目（県道新発田紫雲寺線との交点）まで

県道三条停車場線	三条市南新保（三条駅）から 同市本町2丁目（県道長岡見附三条線との交点）まで
県道柏崎停車場線	柏崎市駅前1丁目（柏崎駅）から 同市西本町1丁目（一般国道352号との交点）まで
県道高田停車場線	上越市仲町4丁目（高田駅）から 同市鴨島1丁目（一般国道18号との交点）まで
県道両津港線	佐渡市両津夷（臨港道路との交点）から 同市両津夷（一般国道350号との交点）まで
県道白根安田線	新潟市秋葉区金津（新潟市との管理界）から 阿賀野市保田（一般国道49号との交点）まで
県道上越安塚浦川原線	上越市新光町2丁目（県道上越脇野田新井線との交点）から 同市三和区錦（県道新井柿崎線との交点）まで
県道上越安塚浦川原線	上越市安塚区安塚（一般国道403号との交点）から 同市浦川原区虫川（一般国道253号との交点）まで
県道新潟燕線	燕市中央通2丁目（県道燕停車場線との交点）から 同市秋葉町1丁目（一般国道289号との交点）まで
県道佐渡一周線	佐渡市窪田（一般国道350号との交点）から 同市両津夷（一般国道350号との交点）まで
県道佐渡一周線	佐渡市両津湊（一般国道350号との交点）から 同市沢崎（路線の終点）まで
県道小出停車場線	魚沼市四日町（小出駅）から 同市本町1丁目（一般国道352号との交点）まで
県道長岡西山線	長岡市日越（一般国道8号との交点）から 同市日越（一般国道404号との交点）まで
県道小千谷十日町津南線	小千谷市本町2丁目（一般国道291号との交点）から 同市市上ノ山4丁目（一般国道117号との交点）まで
県道小千谷十日町津南線	小千谷市真人町（県道岩沢停車場芋坂線との交点）から 十日町市小泉（一般国道253号との交点）まで
県道小千谷十日町津南線	中魚沼郡津南町大字下船渡（一般国道117号との交点）から 同郡同町大字三箇（一般国道353号との交点）まで
県道胎内二王子公園羽黒線	胎内市鼓岡（一般国道290号との交点）から 同市下館（県道樽ヶ橋長政線との交点）まで
県道中条紫雲寺線	胎内市苔実（県道新潟新発田村上線との交点）から 同市村松浜（一般国道113号との交点）まで
県道新潟五泉間瀬線	新潟市北区新鼻（新潟市との管理界）から 阿賀野市福永（一般国道290号との交点）まで
県道新潟五泉間瀬線	燕市西楨（新潟市との管理界）から 新潟市西蒲区栄町（新潟市との管理界）まで
県道柿崎牧線	上越市柿崎区下小野（県道柿崎小国線との交点）から 同市浦川原区長走（一般国道253号との交点）まで
県道上越新井線	上越市加賀町（一般国道8号との交点）から 妙高市美守2丁目（一般国道292号との交点）まで
県道両津真野赤泊線	佐渡市両津湊（一般国道350号との交点）から 同市真野新町（一般国道350号との交点）まで
県道両津真野赤泊線	佐渡市真野新町（一般国道350号との交点）から 同市徳和（県道佐渡一周線との交点）まで
県道燕分水線	燕市野中才（県道地蔵堂中島線との交点）から 同市中島（県道新潟寺泊線との交点）まで
県道長岡和島線	長岡市大島新町4丁目（一般国道351号との交点）から 同市緑町3丁目（一般国道351号との交点）まで

県道長岡和島線	長岡市与板町与板（一般国道403号との交点）から 同市島崎（一般国道116号との交点）まで
県道小出守門線	魚沼市干溝（一般国道291号との交点）から 同市吉田（一般国道352号との交点）まで
県道小千谷川口大和線	長岡市東川口（一般国道17号との交点）から 同市西川口（県道川口塩殿線との交点）まで
県道小千谷川口大和線	南魚沼市浦佐（県道市野江浦佐線との交点）から 同市浦佐（一般国道17号との交点）まで
県道十日町川西線	十日町市本町2丁目（一般国道117号との交点）から 同市子（一般国道253号との交点）まで
県道上越頸城大潟線	上越市大潟区蜘蛛ヶ池（市道大潟1013号との交点）から 同市大潟区土底浜（一般国道8号との交点）まで
県道佐渡縦貫線	佐渡市入川（県道佐渡一周線との交点）から 佐渡市梅津（県道佐渡一周線との交点）まで
県道佐渡縦貫線	佐渡市上横山（一般国道350号との交点）から 同市新穂（県道両津真野赤泊線との交点）まで
県道佐渡縦貫線	佐渡市畑野（県道両津真野赤泊線との交点）から 同市上川茂（県道両津真野赤泊線との交点）まで
県道佐渡縦貫線	佐渡市下川茂（県道両津真野赤泊線との交点）から 佐渡市羽茂大橋（県道佐渡一周線との交点）まで
県道川口塩殿線	長岡市西川口（県道小千谷川口大和線との交点）から 小千谷市大字塩殿（一般国道117号との交点）まで
県道堀之内インター線	魚沼市根小屋（堀之内インターチェンジ）から 同市根小屋（県道柏崎高浜堀之内線との交点）まで
県道名立谷浜インター線	上越市大字茶屋ヶ原（名立谷浜インターチェンジ）から 同市名立区名立小泊（一般国道8号との交点）まで
県道上越高田インター線	上越市大和3丁目（県道上越脇野田新井線との交点）から 上越市大字向橋（上越高田インターチェンジ）まで
県道長岡インター線	長岡市石動町（長岡インターチェンジ）から 同市新産1丁目（一般国道404号との交点）まで
県道能生インター線	糸魚川市大字能生（能生インターチェンジ）から 同市大字能生（一般国道8号との交点）まで
県道津川インター線	東蒲原郡阿賀町津川（津川インターチェンジ）から 同郡同町津川（一般国道49号との交点）まで
県道飯山斑尾新井線	妙高市大字原通（県道大原関山停車場線との交点）から 同市大字除戸（一般国道292号との交点）まで
県道見附停車場線	見附市本所2丁目（見附駅）から 同市本所1丁目（県道見附中之島線との交点）まで
県道押切停車場線	長岡市池之島（市道中之島64号線との交点）から 同市中興野（一般国道8号との交点）まで
県道東三条停車場線	三条市東三条1丁目（市道田島興野線との交点）から 同市西裏館1丁目（県道長岡見附三条線との交点）まで
県道東三条停車場線	三条市東三条1丁目（東三条駅）から 同市東三条1丁目（市道田島興野線との交点）まで
県道直江津停車場線	上越市中央1丁目（県道大潟上越線との交点）から 同市石橋1丁目（一般国道8号との交点）まで
県道町屋越後堀之内停車場線	南魚沼市五箇（一般国道17号との交点）から 同市五箇（県道五箇小出線との交点）まで
県道犀潟柿崎線	上越市柿崎区直海浜（県道新井柿崎線との交点）から 同市柿崎区竹鼻（一般国道8号との交点）まで

県道犀潟柿崎線	上越市柿崎区直海浜（上越市柿崎漁港）から 同市柿崎区直海浜（県道新井柿崎線との交点）まで
県道六日町停車場線	南魚沼市六日町（一般国道17号との交点）から 同市六日町（一般国道291号との交点）まで
県道分水寺泊線	燕市渡部（県道新潟寺泊線との交点）から 長岡市寺泊野積（一般国道402号との交点）まで
県道燕停車場線	燕市本町2丁目（燕駅）から 同市中央通3丁目（県道新潟燕線との交点）まで
県道見附分水線	長岡市中条新田（一般国道403号との交点）から 燕市五千石（一般国道116号との交点）まで
県道見附分水線	長岡市中之島（県道見附中之島線との交点）から 見附市今町2丁目（県道長岡中之島見附線との交点）まで
県道関山停車場線	妙高市大字関山（県道大原関山停車場線との交点）から 同市大字関山（一般国道18号との交点）まで
県道岩沢停車場芋坂線	小千谷市真人町（一般国道117号との交点）から 同市真人町（県道小千谷十日町津南線との交点）まで
県道三和新井線	上越市大字十二ノ木（一般国道405号との交点）から 同市清里区荒牧（県道青柳高田線との交点）まで
県道春日山城直江津線	上越市国府3丁目（一般国道8号との交点）から 同市五智2丁目（県道大潟上越線との交点）まで
県道五泉安田線	五泉市三本木2丁目（県道新潟村松三川線との交点）から 同市三本木（市道駅前桜橋三本木線との交点）まで
県道青柳高田線	上越市清里区荒牧（県道三和新井線との交点）から 同市大字下稲塚（県道新井柿崎線との交点）まで
県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字蓮野（一般国道113号との交点）から 同郡同町大字蓮野（一般国道7号との交点）まで
県道高根村上線	村上市岩沢（村上市役所朝日支所）から 同市小川（一般国道7号との交点）まで
県道小揚猿沢線	村上市岩沢（県道高根村上線との交点）から 同市猿沢（一般国道7号との交点）まで
県道上町屋釜沢糸魚川線	糸魚川市南押上1丁目（県道西中糸魚川線との交点）から 同市押上1丁目（一般国道8号との交点）まで
県道西中糸魚川線	糸魚川市上刈1丁目（一般国道148号との交点）から 同市大字大和川（一般国道8号との交点）まで
県道地藏堂中島線	燕市分水桜町（県道五千石巻新潟線との交点）から 同市野中才（県道燕分水線との交点）まで
県道室谷津川線	東蒲原郡阿賀町豊川甲（県道柴倉津川線との交点）から 同郡同町天満（一般国道49号との交点）まで
県道落合六日町線	南魚沼市野中（三国川ダム）から 同市二日町（一般国道291号との交点）まで
県道七軒町見附線	長岡市池之島（市道中之島64号線との交点）から 見附市新町1丁目（県道見附中之島線との交点）まで
県道浦川原犀潟停車場線	上越市浦川原区飯室（一般国道253号との交点）から 同市大潟区犀潟（一般国道8号との交点）まで
県道小猿屋黒井停車場線	上越市三ツ屋町（一般国道8号との交点）から 同市三ツ屋町（県道三ツ屋中央線との交点）まで
県道三条八王子線	三条市上須頃（一般国道8号との交点）から 燕市八王寺（県道燕地藏堂線との交点）まで
県道大原関山停車場線	妙高市大字原通（県道飯山斑尾新井線との交点）から 同市大字関山（県道関山停車場線との交点）まで

県道長岡七日市線	長岡市古正寺町（一般国道351号との交点）から 同市塚町（一般国道8号との交点）まで
県道下折立浦佐停車場線	南魚沼市茗荷沢（一般国道291号との交点）から 同市浦佐（県道市野江浦佐線との交点）まで
県道石打停車場線	南魚沼市関（県道塩沢大和線との交点）から 同市関（路線の終点）まで
県道与板北野線	長岡市与板町与板（一般国道403号との交点）から 同市和島北野（県道寺泊西山線との交点）まで
県道佐渡空港線	佐渡市秋津（佐渡空港）から 同市長江（一般国道350号との交点）まで
県道岩船港線	村上市岩船港町（臨港道路との交点）から 同市上助淵（一般国道7号との交点）まで
県道釜谷内浦線	岩船郡粟島浦村釜谷（釜谷漁港）から 同郡同村字日ノ見山（路線の終点）まで
県道十日町停車場線	十日町市駅通り（十日町駅）から 同市本町4丁目（一般国道117号との交点）まで
県道中山竜光堀之内線	魚沼市竜光（県道高浜堀之内線との交点）から 同市下島（一般国道17号との交点）まで
県道鶴岡村上線	村上市大場沢（朝日三面インターチェンジ）から 同市古渡路（県道高根村上線との交点）まで
県道神立湯沢線	南魚沼郡湯沢町大字神立（一般国道17号との交点）から 同郡同町大字湯沢（一般国道17号との交点）まで
県道後谷黒田上越妙高停車場線	上越市大和2丁目（県道上小沢上越妙高停車場線との交点）から 同市大和2丁目（県道上越脇野田新井線との交点）まで
県道市野江浦佐線	南魚沼市浦佐（県道小千谷川口大和線との交点）から 同市浦佐（県道下折立浦佐停車場線との交点）まで
県道市野江浦佐線	南魚沼市浦佐（県道下折立浦佐停車場線との交点）から 同市浦佐（一般国道17号との交点）まで
県道滝谷三和線	長岡市宮内町（市道東幹線20号線との交点）から 同市要町1丁目（県道長岡中之島見附線との交点）まで
県道滝谷三和線	長岡市上条町（市道東幹線7号線との交点）から 同市宮内町（市道東幹線20号線の交点）まで
県道五箇小出線	南魚沼市五箇（県道町屋越後堀之内停車場線との交点）から 魚沼市青島（市道青島本線との交点）まで
県道五箇小出線	魚沼市青島（市道向山青島本線との交点）から 同市青島（市道向山青島線との交点）まで
県道五千石巻新潟線	燕市五千石（一般国道116号との交点）から 燕市分水桜町（県道地蔵堂中島線との交点）まで
県道大口与板線	長岡市与板町本与板（一般国道403号との交点）から 同市与板町本与板（県道与板北野線との交点）まで
県道礼拝長岡線	柏崎市西山町礼拝（県道寺泊西山線との交点）から 同市西山町池浦（一般国道116号との交点）まで
県道上山田山辺里線	村上市下相川（村上山辺里インターチェンジ）から 同市山辺里（一般国道7号との交点）まで
県道樽ヶ橋長政線	胎内市下館（県道胎内二王子公園羽黒線との交点）から 同市黒川（一般国道7号との交点）まで
県道西野谷新田新井線	妙高市大字長森（新井スマートインターチェンジ）から 同市大字長森（一般国道18号との交点）まで
県道湯沢温泉線	南魚沼郡湯沢町大字湯沢（県道神立湯沢線との交点）から 同郡同町大字湯沢（一般国道17号との交点）まで

県道大潟上越線	上越市港町2丁目（臨港道路との交点）から 同市港町2丁目（一般国道350号との交点）まで
県道大潟上越線	上越市港町1丁目（一般国道350号との交点）から 同市中央1丁目（県道直江津停車場線との交点）まで
県道大潟上越線	上越市五智1丁目（県道直江津停車場線）から 同市大字虫生岩戸（一般国道8号との交点）まで
県道村松長倉線	長岡市村松町（県道柏崎高浜堀之内線との交点）から 同市横枕町（市道東幹線79号線との交点）まで
県道三ツ屋中央線	上越市三ツ屋町（県道小猿屋黒井停車場線との交点）から 同市中央1丁目（県道大潟上越線との交点）まで
県道長岡中之島見附線	見附市今町2丁目（県道見附分水線との交点）から 同市坂井町（一般国道8号との交点）まで
県道長岡中之島見附線	長岡市中之島（一般国道8号との交点）から 同市中之島（県道見附中之島線との交点）まで
県道村上停車場線	村上市肴町（市道肴町線との交点）から 同市大町（県道村上神林線との交点）まで
県道村上停車場線	村上市田端町（村上駅）から 同市田端町（市道南線との交点）まで
県道村上神林線	村上市上町（県道村上停車場線との交点）から 同市山居町2丁目（県道岩船港線との交点）まで
県道八幡新田島潟線	新発田市八幡新田（一般国道290号との交点）から 同市五十公野（県道新発田津川線との交点）まで
県道八幡新田島潟線	新発田市五十公野（県道新発田津川線との交点）から 新発田市島潟（一般国道7号との交点）まで
県道新潟東港線	北蒲原郡聖籠町大字別行（一般国道113号との交点）から 同郡同町大字藤寄（一般国道7号との交点）まで
県道寺泊西山線	長岡市上桐（一般国道116号との交点）から 同市和島北野（県道与板北野線との交点）まで
県道寺泊西山線	柏崎市西山町礼拝（県道礼拝長岡線との交点）から 同市西山町黒部（一般国道116号との交点）まで
県道上越脇野田新井線	上越市新光町3丁目（一般国道8号との交点）から 同市西城町1丁目（県道高田停車場線との交点）まで
県道上越脇野田新井線	上越市大手町（県道高田停車場線との交点）から 同市大和2丁目（県道後谷黒田上越妙高停車場線との交点）まで
県道上越脇野田新井線	上越市大和2丁目（県道上小沢上越妙高停車場線との交点）から 同市大字寺町（一般国道18号との交点）まで
県道新井中郷線	妙高市大字姫川原（一般国道292号との交点）から 上越市中郷区市屋（一般国道18号との交点）まで
県道三川インター線	東蒲原郡阿賀町あが野南（三川インターチェンジ）から 同郡同町吉津（一般国道49号との交点）まで
県道小千谷長岡線	小千谷市大字横渡（一般国道291号との交点）から 長岡市妙見町（一般国道17号との交点）まで
県道中条インター線	胎内市苔実（県道中条紫雲寺線との交点）から 同市船戸（一般国道7号との交点）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設けられる電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占有の制限を開始する日
令和2年3月13日

◎新潟県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 402号
- 2 道路の位置
三島郡出雲崎町大字住吉町字屋敷尻1番38地先から同郡同町大字住吉町字屋敷尻1番163地先まで及び同郡同町大字住吉町字屋敷尻1番163地先から同郡同町大字井鼻字塩浜673番地先まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 新潟県知事 花角 英世
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の護岸等の改築、維持又は修繕等(明らかに道路管理者が施工する道路施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。)
- 5 管理の期間
令和2年2月13日から当該施設の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、CSF生ワクチン(シード)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和2年2月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
CSF生ワクチン(シード) 見込数量 21,780本
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、小数点以下第3位まで記載することができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品販売業の許可を受けた者であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部畜産課経営係

電話番号 025-280-5308（直通）

Eメール ngt060050@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から令和2年3月20日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで上記(1)の場所で交付する。

- (3) 入札執行の日時及び場所

令和2年4月2日（木）午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

- (4) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記(1)に定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に調達する物品の件名及び入札執行日を記載する。）をもって令和2年3月31日（火）必着にて郵送すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年3月2日（月）午後5時までに、下記の場所に提出しなければならない。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490（直通）

- (5) 入札参加者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年3月25日（水）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、前記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (10) 契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) 調達手続の停止
令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (12) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
CSF live vaccine - approx. 21,780 pcs
- (2) Time and place of bidding:
10:00 A.M. April 2, 2020 (Thurs.)
Niigata Prefectural Office Building Bidding Room
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Livestock Division
Niigata Prefectural Government
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan
〒950-8570
Tel 025-280-5308
E-mail: ngt060050@pref.niigata.lg.jp

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第1号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和2年2月21日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	(採用にあつての健康診断)
<u>第11条</u> (略)	<u>第11条</u> 教職員に採用されようとする者は、事前に医療機関等において健康診断を受けなければならない。健康診断の有効期間は受診の日から6月とする。
<u>第12条</u> (略)	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、副校長又は教頭を校長に採用する場合その他県教育委員会が必要がないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。
<u>第13条</u> (略)	<u>3</u> 教職員採用健康診断基準は、別に定めるところによる。
(兼務)	(兼務)
<u>第14条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 事務職員については、学校事務の共同実施を行うために必要となる場合とする。	7 事務職員については、学校事務の共同実施を行なうために必要となる場合とす

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(病気療養のための休職及び復職)

第18条 (略)

(刑事休職)

第19条 刑事休職は、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、刑事事件に関し起訴された場合に行う。

(専従休職)

第20条 専従休職は、地方公務員法第55条の2第1項の規定により、人事委員会に登録された職員団体の代表者又は役員として、当該職員団体の業務に専ら従事する職員に対して、その願い出により、公務に支障のない限り、原則として1年を単位として県教育委員会が許可した場合に行う。

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

る。

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

(休職及び復職)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

(別記様式)

辞令書

(略)
(任命権者) 年 月 日 新潟県教育委員会

辞令書記入要領

- I・II (略)
- III (発令事項) 欄の記入
(略)
- 1・2 (略)
- 3 兼務
- (1) (略)
- (2) 校長以外の場合
兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
注 市町村を異にした学校へ兼務の場合は以下を加える
兼ねて(市町村)公立学校(教員・学校栄養職員・事務職員)に採用する
- (3) (略)
- 4 (略)
- 5 配置換え
- (1) (略)
- (2) 校長以外の場合
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
注 小・中・義務教育学校から特別支援学校または特別支援学校から小・中・義務教育学校へ異動する場合は、以下を加える。
(教育職(○)、学校栄養職、行政職)○級に決定する
○号給を給する
- 6～9 (略)
- 10 休職
- (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

(別記様式)

辞令書

(略)
(任命権者) 平成 年 月 日 新潟県教育委員会

辞令書記入要領

- I・II (略)
- III (発令事項) 欄の記入
(略)
- 1・2 (略)
- 3 兼務
- (1) (略)
- (2) 校長以外の場合
兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
- (3) (略)
- 4 (略)
- 5 配置換え
- (1) (略)
- (2) 校長以外の場合
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
- 6～9 (略)
- 10 休職
- (1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(2) 刑事事件による場合

地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

休職の期間中給料の100分の〇を支給する

※給料に係る発令は必要時のみ付する。

(3) 専従休職

地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により新潟県教職員組合の業務にもっぱら従事することを許可する

年 月 日から

専従許可期間

年 月 日まで

(4) 期間を延長する場合

休職期間を 年 月 日まで延長する

11 復職

10の休職発令者が復職する場合

復職を命ずる

12 育児休業

(1) 承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する

年 月 日から

育児休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

育児休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(3) 休職期間を平成 年 月 日まで延長する

11 復職

復職を命ずる

12 育児休業

(1) 育児休業を承認する

平成 年 月 日から

育児休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 育児休業期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰を命ずる

職務復帰を命ずる

注 育児休業承認期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

13 配偶者同行休業

(1) 承認する場合

地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を承認する

年 月 日から

配偶者同行休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

配偶者同行休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合職務復帰を命ずる

注 配偶者同行休業承認期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

14 大学院修学休業

(1) 許可する場合

教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業を許可する

年 月 日から

大学院修学休業許可期間

年 月 日まで

(2) 取消事由に該当する場合職務復帰を命ずる

注 大学院修学休業許可期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

15 育児短時間勤務

(1) 承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する

年 月 日から

育児短時間勤務承認期間

年 月 日まで

(2) 延長する場合

育児短時間勤務承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効した場合

育児短時間勤務の承認は失効した

注 育児休業の期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

13 配偶者同行休業

(1) 配偶者同行休業を承認する

平成 年 月 日から

配偶者同行休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 配偶者同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する(3) 職務復帰を命ずる

注 配偶者同行休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

14 大学院修学休業

(1) 大学院修学休業を許可する

平成 年 月 日から

大学院修学休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 職務復帰を命ずる

注 大学院修学休業の期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

15 育児短時間勤務

(1) 育児短時間勤務を承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する

平成 年 月 日から

育児短時間勤務承認期間

平成 年 月 日まで

(2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合

育児短時間勤務承認期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 育児短時間勤務の承認が失効した場合

育児短時間勤務の承認は失効した

(4) 取り消す場合

育児短時間勤務の承認を取り消す

(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる

(6) (略)

注 育児短時間勤務承認期間満了の場合は、発令を省略する。

16 自己啓発等休業

(1) 承認する場合

地方公務員法26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を承認する

年 月 日から

自己啓発等休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

自己啓発等休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合

職務復帰を命ずる

注 自己啓発等休業承認期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

17 免職

(1) (略)

(2) 分限免職の場合

地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職する

(3) 懲戒免職の場合

地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する

18・19 (略)

20 再任用

(1) 校長に再任用する場合

(市町村)公立学校校長に再任用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する

教育職(二)4級に決定する

年 月 日から

(4) 育児短時間勤務の承認を取り消す場合

育児短時間勤務の承認を取り消す

(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる

短時間勤務期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(6) (略)

注 育児短時間勤務の期間満了の場合は、発令を省略する。

16 自己啓発等休業

(1) 自己啓発等休業を承認する

平成 年 月 日から

自己啓発等休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 自己啓発等休業期間を平成 年 月 日まで延長する(3) 職務復帰を命ずる

注 自己啓発等休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

17 免職

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条の規定により分限免職をする場合

地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職する

18・19 (略)

20 再任用

(1) 校長に再任用する場合

(市町村)公立学校校長に再任用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する

教育職(二)4級に決定する

平成 年 月 日から

期間

年 月 日まで

- (2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合
 (市町村)公立学校教員に再任用する
 (職名)に補する
 教育職(二)2級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
 ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

- (3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合
 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する
 (職名)に補する
 学校栄養職〇級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
 ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

年 月 日から

期間

年 月 日まで

- (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合
 (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する
 (職名)に補する
 行政職〇級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。

期間

平成 年 月 日まで

- (2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合
 (市町村)公立学校教員に再任用する
 (職名)に補する
 教育職(二)2級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
 ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合

校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

- (3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合
 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する
 (職名)に補する
 学校栄養職〇級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
 ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

- (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合
 (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する
 (職名)に補する
 行政職〇級に決定する
 (市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。

(5) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(6) (略)

IV (略)

(5) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する

(6) (略)

IV (略)